

大阪市水道事業管理規程第12号

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の退職手当に関する規程（平成11年大阪市水道事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第12条 〔略〕 〔2・3 略〕 4 条例第10条第4項に規定する企業管理規程で定める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。 〔(1) 略〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者（条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有する者をいう。以下同じ。）が同条第8項第4号に掲げる退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当するものの支給を受けたもの 〔(3) 略〕 〔5～7 略〕	(失業者の退職手当) 第12条 〔同左〕 〔2・3 同左〕 4 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者（条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける資格を有する者をいう。以下同じ。）が同条第8項第4号に掲げる退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号 <u>イに該当する者に係る就業促進手当に相当するもの又は同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4第1項に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当するものの支給を受けたもの</u> 〔(3) 同左〕 〔5～7 同左〕

別表（第 5 条の 5 関係） 〔表 別紙 2 挿入〕	別表（第 5 条の 5 関係） 〔表 別紙 1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[別表 別紙1]

ア 平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分について

第2号区分	[(1)～(3) 同左] (4) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第3号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第4号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第5号区分	[(1) 同左] (2) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第6号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第8号区分	[(1) 同左] (2) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
[同左]	

イ 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分について

第2号区分	[(1)～(3) 同左] (4) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第3号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第4号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第5号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第6号区分	[(1) 同左] (2) 給与規程第5条第2項第2号に規定する水道局企業職給料表(2)（以下「水道局企業職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号） <u>別表第1(1)</u> に規定する所属統括（平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間における基礎在職期間にあっては、その属する職務

	の級が 5 級、平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間における基礎在職期間にあつては、大阪市水道局における職務の級の標準的な職務の内容に関する規程の一部を改正する規程（平成28年大阪市水道局管理規程第 8 号）による改正前的大阪市水道局における職務の級の標準的な職務の内容に関する規程別表第 2 に規定する技能統括主任又はこれに準ずる主任）であつたもの (3) <u>前各号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第 7 号区分	[(1) 同左] (2) <u>前各号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第 8 号区分	[(1)・(2) 同左] (3) <u>前各号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
[同左]	

[別表 別紙2]

ア 平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分について

第2号区分	[(1)～(3) 略] (4) <u>前3号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第3号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第4号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第5号区分	[(1) 略] (2) <u>前号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第6号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第8号区分	[(1) 略] (2) <u>前号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
[略]	

イ 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分について

第2号区分	[(1)～(3) 略] (4) <u>前3号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第3号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第4号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第5号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前2号</u> に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第6号区分	[(1) 略] (2) 給与規程第5条第2項第2号に規定する水道局企業職給料表(2)（以下「水道局企業職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、大阪市水道局企業職員の職務の級及び号給を決定する基準等に関する規程（令和6年大阪市水道事業管理規程第9号） <u>別表第1(2)</u> に規定する所属統括（平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間における基礎在職期間にあっては、その属する職務

	の級が 5 級、平成26年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間における基礎在職期間にあつては、大阪市水道局における職務の級の標準的な職務の内容に関する規程の一部を改正する規程（平成28年大阪市水道局管理規程第 8 号）による改正前的大阪市水道局における職務の級の標準的な職務の内容に関する規程別表第 2 に規定する技能統括主任又はこれに準ずる主任）であつたもの (3) <u>前 2 号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第 7 号区分	[(1) 略] (2) <u>前号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
第 8 号区分	[(1)・(2) 略] (3) <u>前 2 号</u>に掲げる者に準ずるものとして局長が定めるもの
[略]	